

第8次大阪府医療計画における、堺市二次医療圏の「依存症対策」の方向性 について（昨年度抽出した課題をふまえて）

【令和4年度に抽出した課題】

1. 依存症相談拠点（こころの健康センター）や保健センターにおける精神保健福祉相談の周知
2. 相談機関の充実と人材育成
3. 専門医療機関の充実
4. 普及啓発事業の取組強化
5. 関係機関の充実及び連携強化

【各課題への対応】

1. 相談機関（庁内）の周知強化、について

→相談機関一覧の啓発カード及びポスター等の作成配布や、SNS等を活用し、定期的な情報発信を行う。

2. 人材育成、について

→支援者向け研修のアンケート等を通じ、人材養成の観点から、研修の有効性を把握し、研修内容や対象等の検討と見直しを行う。

3. 専門医療機関の充実、について

→市民が適切な医療を受けることが出来るように、市内の依存症領域の医療機関の充実をめざす。
→上記の対応の一環として、大阪府、大阪市との共同事業で依存症に関する医療機関向けの専門研修を、引き続き実施する。

4. 普及啓発事業の取組強化、について

→集中的な啓発期間（アルコール関連問題、ギャンブル等依存症）等の様々な啓発の機会に、ホームページやSNS等、相談機関一覧（悩み相談）などの媒体を通じ、知識や情報の発信を行う。

5. 関係機関の充実及び連携強化、について

→堺市域版 OAC ミニフォーラムを中心とし、市域の各機関・団体が交流や情報共有など横の繋がりを形成する機会を提供し、地域のネットワーク力を向上させ、とぎれのない支援体制の構築に取り組む。



上記の各ポイントを中心に、「堺市依存症地域支援計画」に基づき、総合的な施策を遂行します。